

2023 年 12 月 7 日

株主各位

東京都港区芝五丁目 16 番 7 号
W i z B i z 株式会社
代表取締役社長 新谷 哲

第 14 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第 14 期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第 325 条の 3 の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへのアクセスのうえご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://wizbiz.co.jp>

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、議決権の行使をお願い申し上げます。各議案の内容は、当社ウェブサイト上の「第 14 期定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って 2023 年 12 月 22 日（金曜日）午後 6 時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023 年 12 月 25 日（月曜日）午後 4 時
2. 場 所 東京都港区芝五丁目 16 番 7 号 当社 5 階会議室
3. 目的事項
報告事項 第 14 期（2022 年 10 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで）事業報告の内容報告の件

決議事項
第 1 号議案 第 14 期（2022 年 10 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで）計算書類承認の件
第 2 号議案 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等及び内容の決定の件
第 3 号議案 当社の取締役、使用人及び M & A を実施する際の外部者に対する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件
4. 議決権の行使についてのご案内
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023 年 12 月 22 日（金曜日）午後 6 時までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日、ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://wizbiz.co.jp>）において、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

〔 2022 年 10 月 1 日から
2023 年 9 月 30 日まで 〕

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類感染症になり社会経済活動の正常化が一段と進み、堅調なサービス需要が景気回復をけん引しております。一方、世界経済は金融引き締め継続、中国経済の成長鈍化、地政学的な緊張などから先行きは不透明な状況となっております。

このような経済情勢のもと、当社は価値ある事業機会を創り出すネットワークを構築・運営すると共に、社会により良い製品、より充実したサービスを、より安価に提供できる「経営者向け総合スーパー」の構築を目指して、ウェブメディア「W i z B i z」を運営しております。

当社では成功報酬広告、通常広告など広告事業を成長の柱と位置づけ、リード獲得サービスを強化すべく 2023 年 8 月に新メディア「W i z B i z 資料ダウンロード」を立ち上げたほか、中小企業と官公庁との取引を支援するため、冊子「官公庁ビジネス企業一覧」の積極的な P R 展開を行ってまいりました。

また、経営者同士の出会いの場を新たに創るサービスとして、経営者・フリーランス専用ビジネスマッチングアプリ「B i z O n !」のユーザビリティ向上への取り組みを進めるとともに、オンラインによる異業種交流会「オンライン経営者交流会@Z o o m」の定期開催も行っております。

これらの結果、当事業年度の売上高は 282,739 千円（前年同期比 1.5%増）、営業利益は 14,583 千円（前年同期比 73.8%減）、経常利益は 14,149 千円（前年同期比 74.3%減）となりました。また、特別損失として保有投資有価証券の実質価値が著しく下落したと判断したため減損処理を行うことにより投資有価証券評価損 18,838 千円を計上し、当期純損失は 9,874 千円（前年同期は当期純利益 42,705 千円）となりました。

なお、当社は経営課題解決支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

(2) 資金調達等についての状況

1 資金調達

該当事項はありません。

2 設備投資

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は、4,250 千円であり、その主な内容はインターネットサイトの構築、スマートフォンアプリ「B i z O n !」の追加開発であります。

3 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況

区分	第 11 期 2020 年 9 月期	第 12 期 2021 年 9 月期	第 13 期 2022 年 9 月期	第 14 期 2023 年 9 月期
売上高 (千円)	171,959	205,820	278,576	282,739
経常利益 (千円)	4,936	41,578	54,956	14,149
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	2,519	38,316	42,705	△9,874
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△) (円)	4.94	73.36	80.24	△18.48
総資産 (千円)	90,497	179,283	210,543	180,806
純資産 (千円)	5,718	48,235	90,940	82,866
1 株当たり純資産 (円)	11.21	90.63	170.88	154.66

(注) 当社は 2023 年 7 月 22 日付で普通株式 1 株につき 300 株の割合で株式分割を行っております。上記では第 11 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり指標の数値を記載しております。

(4) 対処すべき課題

当面の対処すべき課題の内容

1 新サービスの開発

収益アップしていくために、新たなサービスの開発を推進すべきと考えております。既存事業との親和性が強い経営者向けサービス拡充への M&A 利用も積極的に検討してまいります。

2 成功報酬広告の強化

前期、新たに資料ダウンロードサイトをスタートさせました。リードの品質を維持しつつ、資料ダウンロードによるリードジェネレーションを推進する方針であります。また、引き続き、セミナー等の集客代行も強化してまいります。

3 冊子「官公庁ビジネス企業一覧」の強化

冊子配布先である官公庁側のサービスの認知を一層上げるべく、様々な施策を打ってまいります。また、冊子広告掲載をして頂く企業様を数多く作るべく、セミナーの集客活動を強化するなど、積極的に進めてまいります。

4 人材採用及び育成

採用環境の悪化から、人材育成の強化を中心に行っていく方針としております。特に中間管理職の育成強化を行うことで、売上アップにつながるように業務範囲を広げることができる人材を育てていく方針としております。

また、採用できない部分は外部の専門家の活用を積極的に行うことで、補完をしていく方針です。

(5) 主要な事業内容

当社の事業はウェブメディア「W i z B i z」の運営を通じて中小企業の経営課題解決支援事業を行っております。

(6) 主要な事業所 (2023 年 9 月 30 日現在)

本 社：東京都港区

(7) 従業員の状況 (2023 年 9 月 30 日現在)

従業員数	前事業年度末比増減
14 名	増減なし

(注) 従業員数は、就業人員数であります。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な借入先の状況 (2023 年 9 月 30 日現在)

借入先	借入金残高 (千円)
芝信用金庫	48,808
株式会社日本政策金融公庫	21,372

2. 会社の株式に関する事項 (2023 年 9 月 30 日現在)

(1) 発行可能株式総数 2,140,000 株

(2) 発行済株式の総数 535,800 株

(3) 当事業年度末の株主数 48 名

(4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
新谷 哲	174,900	32.64
株式会社東広	126,000	23.51
株式会社カクカ	48,000	8.95
株式会社パジャ・ポス	22,500	4.19
W i z B i z 従業員持株会	18,600	3.47
株式会社インデックス・プロモーション	18,000	3.35
株式会社エッジマインド	15,000	2.80
N e t R e a l 株式会社	12,900	2.40
株式会社 C C S	12,000	2.24
平野 雅之	9,000	1.68
新谷 知子	9,000	1.68

(注) 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨て表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2023年9月30日現在）

（1）当事業年度の末日に当社役員が有している新株予約権の状況

名 称		第5回新株予約権	第6回新株予約権
新株予約権の数		242 個	6 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 72,600 株	普通株式 1,800 株
新株予約権の発行価格		払込を要しない	払込を要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 50,000 円	新株予約権 1 個当たり 200,000 円
新株予約権の行使期間		自 2020 年 9 月 20 日 至 2025 年 9 月 19 日	自 2023 年 4 月 1 日 至 2028 年 3 月 31 日
保有人数	取締役	新株予約権の数 211 個 目的となる株式の数 63,300 株 保有者数 4 名	新株予約権の数 2 個 目的となる株式の数 600 株 保有者数 1 名

名 称		第7回新株予約権	第8回新株予約権
新株予約権の数		82 個	200 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 24,600 株	普通株式 60,000 株
新株予約権の発行価格		払込を要しない	払込を要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 200,000 円	新株予約権 1 個当たり 200,000 円
新株予約権の行使期間		自 2023 年 9 月 1 日 至 2028 年 8 月 31 日	自 2024 年 9 月 30 日 至 2029 年 9 月 29 日
保有人数	取締役	新株予約権の数 80 個 目的となる株式の数 24,000 株 保有者数 4 名	新株予約権の数 155 個 目的となる株式の数 46,500 株 保有者数 4 名

（2）当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

名 称	第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権
発行議決日	2018 年 9 月 13 日	2021 年 3 月 11 日
新株予約権の数	242 個	6 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 72,600 株	普通株式 1,800 株
新株予約権の発行価格	払込を要しない	払込を要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個当たり 50,000 円	新株予約権 1 個当たり 200,000 円
新株予約権の行使期間	自 2020 年 9 月 20 日 至 2025 年 9 月 19 日	自 2023 年 4 月 1 日 至 2028 年 3 月 31 日
従業員の交付状況	新株予約権の数 31 個 目的となる株式の数 9,300 株 保有者数 9 名	新株予約権の数 2 個 目的となる株式の数 600 株 保有者数 1 名

	第 7 回新株予約権	第 8 回新株予約権
発行議決日	2021 年 8 月 12 日	2022 年 9 月 8 日
新株予約権の数	82 個	200 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 24,600 株	普通株式 60,000 株
新株予約権の発行価格	払込を要しない	払込を要しない
新株予約権の行使時の新株予約権 1 個当たりの払込金額	新株予約権 1 個当たり 200,000 円	新株予約権 1 個当たり 200,000 円
新株予約権の行使期間	自 2023 年 9 月 1 日 至 2028 年 8 月 31 日	自 2024 年 9 月 30 日 至 2029 年 9 月 29 日
従業員の交付状況	新株予約権の数 2 個 目的となる株式の数 600 株 保有者数 1 名	新株予約権の数 44 個 目的となる株式の数 13,200 株 保有者数 6 名

(注) 自己新株予約権については上表には含めておりません。

4. 会社役員に関する事項 (2023 年 9 月 30 日現在)

(1) 取締役及び監査役

地位	氏名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役社長	新谷 哲	
取 締 役	森坂 智行	マーケティング部長
取 締 役	岡本 一展	ビジネスマッチング部長
取 締 役	永田 浩	管理部長
常勤監査役	藤井 辰巳	
監 査 役	山岸 潤子	銀座みゆき通り法律事務所弁護士、東京家庭裁判所調停委員、(株)アクアスター社外監査役
監 査 役	安田 憲生	安田憲生公認会計士事務所代表、(株)クリプラ社外監査役、アクシスルートホールディングス(株)社外監査役、(株)FIXPOINT 社外監査役、(株)ゆとりの空間社外監査役

- (注) 1. 常勤監査役藤井辰巳氏、監査役山岸潤子氏及び監査役安田憲生氏は、社外監査役であります。
2. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動はありません。
3. 藤井辰巳氏は、会社経営に直接関与された経験、上場会社での内部統制の整備・運用に関する経験を有しており、内部統制に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 山岸潤子氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 安田憲生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は社外監査役藤井辰巳氏、社外監査役山岸潤子氏及び社外監査役安田憲生氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第 425 条第 1 項に定める額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。

(2) 当会計年度に係る取締役及び監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	37,800 (―)	37,800 (―)	― (―)	― (―)	4 (―)
監査役 (うち社外監査役)	9,177 (9,177)	9,177 (9,177)	― (―)	― (―)	3 (3)

(注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2016年12月26日開催の第7回定時株主総会において年額5,000万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名であります。

2. 監査役の金銭報酬の額は、2016年12月26日開催の第7回定時株主総会において年額2,000万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外監査役	山岸 潤子	銀座みゆき通り法律事務所弁護士 東京家庭裁判所調停委員 ㈱アクアスター社外監査役	いずれも重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	安田 憲生	安田憲生公認会計士事務所代表 ㈱クリブラ社外監査役 アクシスルートホールディングス㈱社外監査役 ㈱FIXPOINT 社外監査役 ㈱ゆとりの空間社外監査役	いずれも重要な取引その他の関係はありません。

(注) 社外監査役藤井辰巳氏は、重要な兼職はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	藤井 辰巳	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会12回のうち12回出席いたしました。出席した取締役会においては、幅広い業務経験と高い見識から必要に応じて取締役会の意思決定の妥当性・適正性の観点から適宜発言を行っております。また、監査役会においては、当社のコーポレートガバナンスやコンプライアンス体制の運用状況の適正性等について、適宜、発言を行っております。
社外監査役	山岸 潤子	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会12回のうち12回出席いたしました。出席した取締役会においては、弁護士としての専門的見地から必要に応じて取締役会の意思決定の妥当性・適正性の観点から適宜発言を行っております。また、監査役会においては、当社のコーポレートガバナンスやコンプライアンス体制の運用状況の適正性等について、適宜、発言を行っております。
社外監査役	安田 憲生	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会12回のうち12回出席いたしました。出席した取締役会においては、公認会計士としての専門的見地から必要に応じて取締役会の意思決定の妥当性・適正性の観点から適宜発言を行っております。また、監査役会においては、当社のコーポレートガバナンスやコンプライアンス体制の運用状況の適正性等について、適宜、発言を行っております。

貸 借 対 照 表
(2023 年 9 月 30 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	158,909	流 動 負 債	37,734
現金及び預金	134,581	買掛金	2,571
原材料及び貯蔵品	21	未払金	7,638
売掛金	21,434	未払法人税等	290
前払費用	2,904	未払費用	4,135
貸倒引当金	△ 32	前受金	8,241
その他	0	預り金	3,375
固 定 資 産	21,896	一年内返済予定の長期借入金	10,714
無形固定資産	14,440	未払消費税等	737
ソフトウェア	14,440	その他	30
投資その他の資産	7,455	固 定 負 債	60,205
投資有価証券	2,962	長期借入金	59,466
出資金	60	資産除去債務	739
長期前払費用	821		
差入保証金	110	負 債 合 計	97,940
繰延税金資産	3,501	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	82,866
		資本金	41,974
		資本剰余金	73,434
		資本準備金	32,974
		その他資本剰余金	40,460
		利益剰余金	△ 32,542
		(その他利益剰余金)	△ 32,542
		繰越利益剰余金	△ 32,542
		純 資 産 合 計	82,866
資 産 合 計	180,806	負 債 ・ 純 資 産 合 計	180,806

損 益 計 算 書

(2022 年 10 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		282,739
売上原価		69,344
売上総利益		213,395
販売費及び一般管理費		198,811
営業利益		14,583
営業外収益		
受取利息・配当金	3	
受取手数料	6	
償却債権取立益	218	
貸倒引当金戻入益	1	
その他	0	230
営業外費用		
支払利息	664	664
経常利益		14,149
特別損失		
投資有価証券評価損	18,838	18,838
税引前当期純利益		△4,688
法人税、住民税及び事業税	290	
法人税等調整額	4,895	5,185
当期純利益		△9,874

株主資本等変動計算書
(自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	41,074	32,074	40,460	72,534
当期変動額				
新株の発行(増資)	450	450		450
新株の発行(新株予約権 の行使)	450	450		450
当期純利益				
当期変動額合計	900	900	—	900
当期末残高	41,974	32,974	40,460	73,434

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
	繰越 利益剰余金			
当期首残高	△22,667	△22,667	90,940	90,940
当期変動額				
新株の発行(増資)			900	900
新株の発行(新株予約権 の行使)			900	900
当期純利益	△9,874	△9,874	△9,874	△9,874
当期変動額合計	△9,874	△9,874	△8,074	△8,074
当期末残高	△32,542	△32,542	82,866	82,866

個別注記表

1. 重要な会計方針に係わる事項

(1) 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

・ソフトウェア 定額法（5年）によっております。

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支出に充てるため、翌事業年度の支給見込額うち当事業年度負担分を計上しております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。）を適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

収益の認識基準は次のとおりとなります。

①成功報酬広告

成功報酬広告の主な内容は、リード獲得を目的としたリードジェネレーション広告と言われる分類に当たるものです。主なリード獲得手法は、クライアントが開催するセミナーへの集客を行う「セミナー集客支援」、事業説明会面談への送客を行う「事業説明会集客支援」、資料ダウンロードによる「リード獲得支援」などであり、リード獲得成果をクライアントに報告完了した時点で収益を認識しております。

②冊子「官公庁ビジネス企業一覧」

冊子「官公庁ビジネス企業一覧」は官公庁と中小企業との官公需取引を支援する冊子を広告媒体として中小企業向けに広告販売する広告サービスであります。冊子「官公庁ビジネス企業一覧」は地域ごとに1年に1回、1年間保存版として発刊されるもので、本冊子を官公庁へ出荷した時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性に係る見積り

当事業年度の計算書類に計上した金額 3,501千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）に定める会社分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

当社は、繰延税金資産の計上について将来計画を基盤として作成しており、将来の課税所得の発生金額や発生時期等の見込みに基づき、回収可能性を十分に検討しております。

ただし、主要な仮定である課税所得の見積もりは不確実性が高く、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記
- (1) 担保に供している資産
該当事項はありません。
 - (2) 保証債務
該当事項はありません。
 - (3) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務
該当事項はありません。
4. 損益計算書に関する注記
関係会社との取引高
該当事項はありません。
5. 金融商品に関する注記
- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針
当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また主に金融機関からの借入により必要な資金を調達しております。
 - ② 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金はオフィス賃借時に差し入れている敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。
営業債務である買掛金及び未払金は、概ね2ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、営業取引に係る資金調達であります。
 - ③ 金融商品に係るリスクの管理体制
 - イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社は、販売管理規程に従い、営業債権について各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
 - ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
変動金利の借入金については、定期的に市場金利の状況を把握することにより、リスク低減を図っております。
 - ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません(注2)を参照ください。

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	134,581	134,581	—
(2) 売掛金	21,434	21,434	—
(3) 前払費用	2,904	2,904	—
資産計	158,920	158,920	—
(1) 買掛金	2,571	2,571	—
(2) 未払費用	4,135	4,135	—
(3) 前受金	8,241	8,241	—
(4) 未払消費税等	737	737	—
(5) 長期借入金(注1)	70,180	70,185	5
負債計	85,865	85,870	5

(注1) 長期借入金は、1年以内返済予定の金額を含めております。

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 前払費用

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払費用、(3) 前受金、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2023年9月30日
非上場株式	2,962

当事業年度において、非上場株式について18,838千円の減損処理を行っております。

(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日以後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	134,581	—	—	—
売掛金	21,434	—	—	—
合計	156,016	—	—	—

(4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	10,714	10,440	10,440	10,440	10,440	17,706
合計	10,714	10,440	10,440	10,440	10,440	17,706

(5) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表計上額としている金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	70,180	—	70,180
負債合計	—	70,180	—	70,180

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明。

長期借入金は、1年以内返済予定の金額を含めております。

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行株式の数

普通株式 535,800株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 0株

(3) 当事業年度中に行なった剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

159,000株（新株予約権1個当たり普通株式300株）

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産

資産除去債務 670

繰越欠損金 3,501

投資有価証券評価損 6,517

繰延税金資産小計 10,689

評価性引当額 △7,188

繰延税金資産合計 3,501

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当事業年度
成功報酬広告	204,841
通常広告	67,237
コンサルティング	6,000
コストダウンサービス	2,396
会費・その他サービス	2,262
顧客との契約から生じる収益	282,739
その他の収益	—
外部顧客への売上高	282,739

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係わる事項

(3) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が 1 年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産 154 円 66 銭

(2) 1 株当たり当期純損失 18 円 48 銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、2023年1月12日開催の監査役会にて承認決議された監査計画及び職務分担に則り、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2023年12月1日

W i z B i z 株式会社監査役会

常勤監査役 藤井 辰巳 ㊞

社外監査役 山岸 潤子 ㊞

社外監査役 安田 憲生 ㊞

株主総会参考書類

第1号議案 第14期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）計算書類承認の件

会社法第438条第2項に基づき、当社第14期計算書類の承認をお願いするものであります。

なお、計算書類の内容は添付書類の通りであります。

当社取締役会は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表につきまして、法令および定款に従い、会社財産および損益の状況を正しく示しているものと認めます。

第2号議案 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等及び内容の決定の件

当社は、取締役について、当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることといたしたく存じます。

当社は、新株予約権が前述のとおり当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであること等から、その具体的内容は相当なものであると考えております。

なお、本議案に係る当社の取締役は、4名です。

1. 当社の取締役の報酬額は、2016年12月26日開催の第7期定時株主総会において、年額5,000万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする旨ご承認いただいて今日に至っておりますが、上記の取締役の報酬額とは別枠として、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年の年額900万円を上限として設ける旨をご承認いただきたく存じます。

2. 当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は、以下の内容といたしたく存じます。

(1) 新株予約権の総数ならびに目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数

300個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は新株予約権1個当たり100株とする。

ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 300 円とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第 194 条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付き社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

付与決議の日後 2 年を経過した日から 5 年間とする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(5) その他の新株予約権の内容

上記(1)から(4)に記載のない新株予約権の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

3. 上記取締役の報酬等及び内容には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたしたく存じます。

第3号議案 当社の取締役、使用人及びM&Aを実施する際の外部者に対する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、使用人及びM&Aを実施する際の外部者に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、当社の取締役、使用人及びM&Aを実施する際の外部者に対し新株予約権を無償で発行したいと存じます。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権 1,000 個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 100,000 株を上限とし、下記(3)①により付与株式数（以下に定義される。）が調整された場合は調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は新株予約権 1 個当たり 100 株とする。

ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金 300 円とする。ただし、行使価額は以下の調整に服する。

- i 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（又は株式併合）の比率}}$$

- ii 割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第 194 条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{新規発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1 株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{既発行株式数} + \text{新規発行前の 1 株当たりの時価} \\ \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- iii さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

③ 新株予約権を行使することができる期間

付与決議の日後 2 年を経過した日から 5 年間とする。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 i 記載の資本金等増加限度額から上記 i に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑥ 新株予約権の取得条項

- i 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、

当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- ii 新株予約権者が権利行使をする前に、下記⑨に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合又は当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定める権利喪失事由に該当し本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は取締役会にて別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
- iii 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は取締役会にて別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。

⑦ 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ii 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記①に準じて決定する。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記②で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- v 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記③に定める行使期間の末日までとする。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定する。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

viii その他新株予約権の行使の条件

下記⑨に準じて決定する。

ix 新株予約権の取得事由及び条件

上記⑥に準じて決定する。

x その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

⑧ 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

⑨ その他新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、使用人若しくは外部者のうち取締役会で承認された者であることを要する。ただし、当社が取締役会の決議をもって正当な理由のある者と特に認めた場合にはこの限りではない。
- ii 新株予約権の質入その他の担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。
- iii その他新株予約権の行使に関する条件及び権利喪失事由については、本新株予約権発行に係る株主総会決議及び新株予約権割当てに係る取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

⑩ その他の新株予約権の内容

上記に記載のない新株予約権の内容については、当社取締役会決議において定めるものとする。